

令和4年10月6日

学生・保護者 各位

和歌山工業高等専門学校

新型コロナウイルス感染症による出席停止等の手続き等について（一部変更）

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める「第一種感染症」に指定されています。これにより、学生が新型コロナウイルス感染症に罹患したり、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合など、事例に応じて、出席停止や登校を免除します。

このたび、「学生及び教職員に感染者等が発生した場合の対応基準」が変更されたことにより、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

（参考）本校 HP (https://www.wakayama-nct.ac.jp/info/emergency_topics/index.html)

（1）「出席停止」となる場合

- ①学生本人が、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
- ②学生本人が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合
- ③学生本人が、37.5℃以上の発熱、せき、全身の倦怠感、味覚・嗅覚異常など何かしらの症状がある場合

（2）「登校免除」となる場合

- ①同居する家族等の勤務先や通学先で陽性者が出ており、家族等が PCR 検査等を受ける場合
- ②同居する家族等に風邪等の症状があり、新型コロナウイルスに感染している可能性がある場合
- ③同居する家族等が濃厚接触者に特定され、家族等の検査の結果、自身がその濃厚接触者となる可能性がある場合
- ④学生本人に基礎疾患があり、地域での感染状況を踏まえて登校することに不安がある場合
- ⑤その他、感染のリスクを懸念して欠席する場合等（具体的理由が必要です。）

（3）留意事項等

上記（1）③に該当する場合は、自己判断せず、医療機関を受診してください。

上記（2）①～③に該当する場合は、同居する家族等の病院での診断や、PCR検査等で「陰性」が確認されるまで登校を控えてください。

なお、登校するかどうかの判断に迷った場合は、学級担任に相談するようにしてください。

（4）出席停止及び登校免除の手続き

以下の手順により、必要な手続きを行ってください。

- ・ 学校に電話(0738-29-8242)又はメール(kyoumu@wakayama-nct.ac.jp)で連絡してください。
- ・ 出席停止については、登校が可能となった場合、その旨、学校に連絡するとともに、「出席停止届・登校免除願」(別紙様式)に必要事項を記入し、登校後、学級担任の確認を受けた上で、速やかに学生課教務係へ提出してください。
- ・ 登校免除については、原則として、事前に「出席停止届・登校免除願」(別紙様式)に必要事項を記入し、学級担任の確認を受けた上で、学生課教務係へ提出してください。

なお、事前に手続きを行うことが困難な場合については、欠席当日、必ず学校に電話連絡するとともに、登校後、速やかに必要な手続きを行うようにしてください。

(5) 毎朝の健康調査報告

「新型コロナウイルス感染症に関する健康調査」は、体調がすぐれず、回答が困難な場合を除き、毎朝（土日・祝日を含む）午前8時までには必ず回答してください。

健康調査に回答していない学生は、登校することはできません。また、健康調査に回答していない場合、欠席扱いとなる場合がありますので、必ず回答するようにしてください。

(6) その他

- ・ 出席停止または登校免除の場合は、欠席扱いにはなりません。
- ・ 登校免除が許可された場合でも、遠隔授業または代替授業が実施される場合、正当な理由なく当該授業を欠席した場合は、欠席扱いとなります。
- ・ 定期試験において、新型コロナウイルス感染症（疑い等を含む）を理由として、当該試験を受けることができなかった場合で、「追試験」を申請する場合は、医師の診断書または病気であったことを証明する書面等の提出が必要となります。
- ・ 本校から、みなし濃厚接触者の連絡があった場合等については、「出席停止届・登校免除願」の提出が免除される場合があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患した者で、有症状者は10日間、無症状者は7日間が経過するまで、また、濃厚接触者は7日間が経過するまでは感染リスクがあることから、頻繁な健康状態の確認、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を徹底してください。

【参考】

○新型コロナウイルスに罹患した場合の出席停止期間：

(有症状者)

	0日目	1日目	～	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
例1	発症	出席停止	出席停止	出席停止	症状軽快	出席停止	登校可能		
例2	発症	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	症状軽快	出席停止	登校可能	
例3	発症	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	症状軽快	出席停止	登校可能
例4	発症	出席停止	出席停止	症状軽快	出席停止	出席停止	登校可能		

(無症状者)

	0日目	1日目	～	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	検体採取日	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例2	検体採取日	出席停止	出席停止	検査キット陰性	登校可能		

(注1) 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。

(注2) 症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、感染リスクがあります。

(注3) 無症状者で、5日目に検査キットで陰性を確認した場合は、検査キットの結果が確認できる画像の提出を求められます。

(本件問い合わせ先)

和歌山工業高等専門学校

学生課 教務係

電話 0738-29-8242

FAX 0738-29-8254

E-mail: kyoumu@wakayama-nct.ac.jp

学級担任

出席停止届・登校免除願 (新型コロナウイルス感染症に伴う)

令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

所属学科・学年 _____ 学科 _____ 年

クラス番号(例 2A44) _____

学生氏名 _____

【出席停止届】(下記1～3の該当するものに○をつけてください。)

下記の事由により欠席しましたので、届け出ます。

1. 学生本人が、新型コロナウイルス感染症に罹患したため
2. 学生本人が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となったため
3. 学生本人が、37.5℃以上の発熱、せき、全身の倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状があったため

出席停止期間： 令和 年 月 日 より 令和 年 月 日まで

※ 上記1～3に当てはまらないものの、登校することに不安がある場合、または感染のリスクを懸念して欠席する場合等については、下記「登校免除願」に必要事項を記入し、学校の許可を得てください。

【登校免除願】(下記1～4の該当するものに○をつけてください。)

下記の事由により欠席したいので、御許可くださるようお願いいたします。

1. 同居する家族等の勤務先や通学先で陽性者が出ており、家族等がPCR検査等を受けるため
2. 同居する家族等に風邪等の症状があり、新型コロナウイルスに感染している可能性があるため
3. 同居する家族等が濃厚接触者に特定され、家族等の検査の結果、自身その濃厚接触者となる可能性がある場合
4. 学生本人に基礎疾患があり、地域での感染状況を踏まえ登校することに不安があるため
5. その他

※ その他欄には、具体的理由を記入してください。なお、「通学途中で感染する可能性があるため」など、他の学生にも該当する理由の場合は、許可されない場合がありますので、より具体的に懸念事項を記載してください。(同居者に高齢者がいることや、持病があることなど。)

登校免除期間： 令和 年 月 日 より 令和 年 月 日まで

(保護者記入欄)

上記「出席停止届」又は「登校免除願」に記載した内容は、事実と相違ないことを確認しましたので、保護者として責任をもって申告いたします。

保護者氏名 (自署) _____ 印

(※本件について、後日学校から状況を確認させていただく場合があります。)